

# ペットフードの表示に関する公正競争規約

平成22年11月30日

公正取引委員会 告示第4号  
消費者庁

## (目的)

第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、ペットフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

## (表示の基本)

第2条 事業者は、前条の目的を達成するため、自己が流通に供するペットフードの品質・性能に関して、適正な表示を通じて一般消費者に正しく、かつ、十分に説明し、その正しい選択と安定した使用が確保されるよう努めなければならない。

## (定義)

第3条 この規約において「ペットフード」とは、穀類、デンプン類、糟糠類、糖類、油脂類、種実類、豆類、魚介類、肉類、卵類、野菜類、乳類、果実類、きのこ類、藻類、ビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類、その他の添加物等を原材料とし、混合機、蒸煮機、成型機、乾燥機、加熱殺菌機、冷凍機等を使用して製造したもの、又は天日干し等簡易な方法により製造したもので、犬の飲食に供するもの（以下「ドッグフード」という。）又は猫の飲食に供するもの（以下「キャットフード」という。）をいう。

2 この規約において「事業者」とは、ペットフードを製造又は輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。

3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項に指定するものであって、ペットフードの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるものをいう。

(必要な表示事項)

第4条 事業者は、小売用の容器に入れられ又は包装を施されたペットフードを製造又は販売する場合には、その容器又は包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で明りょうに表示しなければならない。

- (1) ペットフードの名称
- (2) ペットフードの目的（総合栄養食、間食、その他の目的食の別）
- (3) 内容量
- (4) 給与方法
- (5) 賞味期限
- (6) 成分
- (7) 原材料名
- (8) 原産国名
- (9) 事業者の氏名又は名称及び住所

(総合栄養食の表示基準)

第5条 この規約において「総合栄養食」とは、ペットフードのうち、犬又は猫に毎日の主要な食事として給与することを目的とし、当該ペットフードと水だけで指定された成長段階における健康を維持できるような栄養的にバランスのとれた製品であつて、施行規則に定める栄養成分等の基準を満たすものをいう。

- 2 事業者は、前条第2号の規定によりペットフードの目的として、「総合栄養食」を表す旨の表示をする場合には、当該ペットフードが適用される犬又は猫の成長段階を施行規則に定める基準に従い併記しなければならない。
- 3 事業者は、このほか、「総合栄養食」である旨の表示をする場合には、施行規則に定める事項を表示するものとする。

(特定事項の表示基準)

第6条 事業者は「ビーフ」、「チキン」、「まぐろ」等特定の原材料をペットフードの内容量の5パーセント以上使用している場合でなければ、当該ペットフードの名称、絵、写真、説明文等に当該原材料を使用している旨の表示をしてはならない。

(その他の表示事項等)

第7条 ペットフード公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため、必要又は適当と認められる場合には、第4条から第6条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示の基準を施行規則により定めること

ができる。

(不当表示の禁止)

第8条 事業者は、ペットフードの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) ペットフードでないものがペットフードであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 客観的根拠に基づかない、特選、特級等の表示
- (3) 他の事業者又はその製品を中傷し、又はひぼうする表示
- (4) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (5) ペットフードの成分、原材料又は製造方法について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示
- (6) 賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示
- (7) 内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を超えて著しく過大な容器包装を用いること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(ペットフード公正取引協議会の設置)

第9条 この規約及びペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を適正に施行するため、ペットフード公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

(公正取引協議会の事業)

第10条 公正取引協議会は次の事業を行う。

- (1) この規約の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。
- (6) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。
- (7) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (8) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

- 第 11 条 公正取引協議会は、第 4 条、第 5 条、第 6 条又は第 8 条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。
- 2 公正取引協議会に参加する事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。ただし、自己の企業秘密に属する事項の開示が必要となる場合には、事業者は、公正取引協議会が承認した中立的な第三者機関による調査等、秘密保持のための合理的手段を講ずるべきことを公正取引協議会に対して求めることができる。
  - 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して、調査に協力しない事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5 万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

- 第 12 条 公正取引協議会は、第 4 条、第 5 条、第 6 条又は第 8 条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100 万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。
  - 3 公正取引協議会は、前条第 3 項又は前二項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

- 第 13 条 公正取引協議会は、第 11 条第 3 項又は前条第 2 項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。
- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 30 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。
  - 3 公正取引協議会は、前項の異議申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいてさらに審理を行い、

それに基づいて措置の決定を行うものとする。

- 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第14条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとする時は、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 平成22年12月1日以前に製造されたペットフードの取引について行う表示については、なお従前の例によることができる。